

2022年5月22日

岐阜県透析医会 会員各位  
透析室管理者 御中

岐阜県透析医会  
会長 松岡哲平

『透析時運動指導等加算 75点』に関する保険請求について

某医療機関より「疑義照会で、研修終了までは腎臓リハビリテーション学会のガイドラインに準じた指導でコスト算定可能なことを当院医事課が確認しています。」との報告があり、保険請求しても良いかと相談されました。5月20日時点で、岐阜県内の透析医療機関から保険請求された施設は未だ無いようです。

この件は腎臓リハビリテーション学会（以下 腎リハ学会）が管轄しており、透析運動療法研究会は全く関知しておりませんが、先日透析運動療法研究会のWeb会議で得られた情報をお知らせします。

先ず、「透析中の運動指導加算」を算定する為には腎リハ学会が実施する講習会を受講する必要があります。腎リハ学会の「腎臓リハビリテーション指導士」を取得していればよい、となる可能性があるようですが、現時点でははっきりしません。透析運動療法研究会の役員から、臨床工学技士が関われない事を懸念する意見が出ましたが、算定要件の文言通りとのことでした。

講習会は7月にウェビナーで開催予定とのこと、内容が多いため午前・午後のプログラム、1万人程度同時に受講できる、学会員と非会員は受講料金に差があるなどです。講義内容含め近々開催される腎リハ学会の理事会で確定するようです。ですから、事実上は7月までは算定出来無いものと思われます。

ウェビナー講習会については腎リハ学会のホームページでアナウンスされるようなので、注意しておきましょう。

一般社団法人 日本腎臓リハビリテーション学会 <https://jsrr.smoosy.atlas.jp/ja/>

以上